

## 添田町浄化槽整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ）を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、住民（事業完了後1月以内に住民となる者を含む）が行う浄化槽整備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号（以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいい、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽で、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率90%以上、放流水のBODが20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合するものをいう。
- (2) 単独浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (3) 専用住宅 主に住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。ただし、賃借住宅については、専用住宅とみなす。
- (4) くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取り便所の便槽をいう。
- (5) 転換 単独浄化槽又はくみ取便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条及び第6条の2第1項の規定による確認をようする建築物の新築、増築及び改築に伴い転換する場合を除く。
- (6) 処分 転換に伴う単独浄化槽又はくみ取便槽の清掃、消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分をいう。
- (7) 配管 生活排水を浄化槽本体に流入させ、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管渠、ポンプ設備及び柵をいう。

### (補助金の交付)

第3条 町長は、専用住宅に浄化槽を設置しようとする者に対して、別表1、2及び3により予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対しては、補助金を交付しない。
  - (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を行わずに、浄化槽を設置する者
  - (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
  - (3) 販売及び賃貸等の目的で、専用住宅等を建築又は増改築するもの
  - (4) 町税等（町民税、町営住宅使用料、水道料等）の未払いがあるもの
  - (5) 町に住所を有しない者。ただし、実績報告後1カ月以内に住民となる者を除く。
  - (6) 無登録又は無届出の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置した者
  - (7) その他、町長が適当でないと認めた場合
- 3 併用住宅（店舗兼住宅等）の場合は、住居部分が延床面積の2分の1以上のもののみを対象とし、10人槽を超える規模の浄化槽については、10人槽の補助基準額を適用する。

### (補助金額)

第4条 浄化槽を設置した場合の補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の第1欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表の第4欄に定める額を限度と

する。

- 2 単独浄化槽から転換の場合にあつては、別表2の第1欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表の第4欄に定める額を限度とする。
- 3 くみ取便槽から転換の場合にあつては、別表3の第1欄に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表の第4欄に定める額を限度とする。
- 4 前項の場合において、転換整備に要する費用が補助金の額を下回る場合は、その額とし、各区分の加算金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、添田町浄化槽補助金交付申請書(様式第1号の1~3)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(付近見取り図)
- (2) 住宅平面図(配置配管図。転換に係る申請にあつては、既設の単独浄化槽又はくみ取便槽の位置を記載すること。)
- (3) 浄化槽設置届出・計画書及び受理書の写
- (4) 工事請負契約書の写し(転換に係る申請にあつては、浄化槽設置費用、処分費用及び配管設置費用の内訳書(様式第2号)を添付)
- (5) 誓約書
- (6) 合併処理浄化槽機能保証登録証
- (7) 浄化槽設備士免許状又は修了証書の写し
- (8) 浄化槽認定シート・登録証の写し・浄化槽管理(C)票
- (9) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (10) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該の補助金交付決定通知を受けた後、交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して、補助金変更承認・不承認決定通知書(様式第6号)により通知する。

(実績報告)

第8条 補助対象者(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた者を除く。)は、補助金に係る浄化槽の使用開始の日(法第10条の2第1項の規定により県知事に報告する使用開始の日と同一の日とする。)から1月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽法定検査依頼書の写し及び領収書の写し
- (2) 浄化槽工事完了届出書及び浄化槽使用開始報告書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

- (4) 転換により既存単独処理浄化槽を処分した者は、浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し
- (5) 転換に係る申請にあつては、転換結果報告書（様式第8号）
- (6) 転換に係る申請にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票の写し
- (7) チェックリスト
- (8) 工事写真集（転換に係る申請にあつては、転換作業の状況を示す写真を添付すること。）
- (9) その他、町長が必要と認める書類等  
（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があつたときは当該報告書を審査し、補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により速やかに補助対象者に通知する。  
（補助金の請求）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第10号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。  
（補助金の交付の取消）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 実績報告書提出後1月以内に添田町に住民登録できないもの

2 町長は、前項により補助金交付を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第12号）により補助金の返還を命ずることができる。

（工事の確認）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

（適用除外）

第14条 この要綱に定める補助金は、国、県若しくは町等の公共団体並びに事業活動に供する建築物及びこれに附帯する建築物の浄化槽には適用しないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

この要綱は、平成9年4月30日から適用する。

この要綱は、平成10年4月14日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年5月1日から適用する。

この要綱は、平成19年5月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。  
 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。  
 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。  
 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1

浄化槽を設置した場合の補助金額

1 人槽区分	2 補助基準額	3 町加算額	4 補助金額
5人槽	332,000円	83,000円	415,000円
6～7人槽	414,000円	103,000円	517,000円
8～10人槽	548,000円	137,000円	685,000円

別表2

単独浄化槽から浄化槽に転換した場合における補助金額

1 人槽区分	2 補助基準額	3 町加算額	3 加算額		4 補助金額
			単独浄化槽撤去費	配管設備工事費	
5人槽	332,000円	83,000円	150,000円	330,000円	895,000円
6～7人槽	414,000円	103,000円	150,000円	330,000円	997,000円
8～10人槽	548,000円	137,000円	150,000円	330,000円	1,165,000円

別表3

くみ取便槽から浄化槽に転換した場合における補助金額

1 人槽区分	2 補助基準額	3 町加算額	3 加算額		4 補助金額
			くみ取便槽撤去費	配管設備工事費	
5人槽	332,000円	83,000円	120,000円	330,000円	865,000円
6～7人槽	414,000円	103,000円	120,000円	330,000円	967,000円
8～10人槽	548,000円	137,000円	120,000円	330,000円	1,135,000円